○職員の服務の宣誓に関する条例

(昭和 45 年 12 月 21 日) 条 例 第 1 0 号)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、 別表による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行なつてはならない。

(権限の委任)

第3条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が 定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

宣誓書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的 及び任務を深く自覚し、その規約が、消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加 入せず、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に消防職務の遂行に当ることを固く誓います。

年 月 日

五 印